

令和7年

# 厚生委員会会議録

とき 令和7年1月5日

品川区議会

令和7年 品川区議会厚生委員会

日 時 令和7年11月5日（水） 午後1時00分～午後3時02分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第2委員会室

出席委員	副委員長 えのした正人	委員 渡辺ゆういち
	委員 大倉たかひろ	委員 あくつ広玉
	委員 鈴木ひろ子	委員 吉田ゆみこ
	委員 やなぎさわ聰	

欠席委員 委員長 田中たけし

出席説明員	新井副区長	寺嶋福祉部長
	東野参考事 (福祉部福祉計画課長事務取扱)	佐藤障害者施策推進課長
	松山障害者支援課長	菅野高齢者福祉課長
	樺村高齢者地域支援課長	豊嶋生活福祉課長 (生活支援臨時給付金担当課長兼務)
	阿部健康推進部長 (品川区保健所長兼務)	高山健康推進部次長 (品川区保健所次長兼務) (地域医療連携課長事務取扱)
	勝亦健康課長	赤木生活衛生課長
	五十嵐参考事 (健康推進部保健予防課長事務取扱)	石橋品川保健センター所長
	福地大井保健センター所長	飛田荏原保健センター所長
	山下国保医療年金課長	

○午後1時00分開会

○えのした副委員長

ただいまから、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、報告事項、所管事務調査およびその他を予定しております。

なお、田中委員長から、体調不良により本日欠席との連絡をいただいておりますので、ご了承願います。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願ひいたします。

---

1 請願・陳情審査

令和7年陳情第43号 就労継続B等の施設利用者に、交通費の助成を区に求める陳情

○えのした副委員長

それでは、予定表1の請願・陳情審査を行います。

令和7年陳情第43号、就労継続B等の施設利用者に、交通費の助成を区に求める陳情を議題に供します。

まず、本陳情は初めての審査ですので、書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○えのした副委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○松山障害者支援課長

就労継続B等の施設利用者に、交通費の助成を区に求める陳情について、現況をご説明いたします。

まず、区内の就労継続支援B型の状況についてです。

令和5年は12施設、定員305人で、令和6年は1施設増で13施設になり、定員は10人増加しましたが、ぐるっと定員10人を生活介護へ移行したため、全体の定員は305人と変わらず、本年は1施設増で14施設、定員は20人増で325人に増加しております。

現在も複数の事業者から開設相談を受けており、今後も増える見込みでございます。

次に、就労継続支援B型の作業内容についてですが、区は、事業者に対して区民ニーズを提供いたしますが、作業内容については事業者の判断によるもので、事業者および事業所の指定権限は東京都が有しております。

新たな作業の追加を望む声をいただいている、事業者からの開設相談の際には、既存の作業以外のニーズがあることを伝えております。これまで区内の事業所では、菓子の製造、公園清掃、草木染め、刺繡、自転車のリサイクル、野菜栽培、Tシャツ等にプリントする原画の創作など多岐にわたって行っています。

ニーズを反映した結果、令和6年に開設した事業所では、インテリアライト作成を、今年開設した事業所では、イラスト、ウェブデザイン、アニメ等の動画編集、音楽制作を提供しております。今後開設予定の事業所では、新たな作業内容を検討しているとのことです。引き続き、魅力ある新たな作業を実施する事業者の誘致に取り組んでまいります。

なお、新たに区が就労継続支援B型を予定しているのは、現段階では、小山台住宅跡地のみでございます。

ます。

最後に、交通費の支給に関する状況ですが、陳情に記載の一部の自治体や事業所で支給している例はございます。

区では、平成20年7月から、通所意欲の喚起と施設利用の促進を図るため、区内の施設を通所した際に支援金を支給する通所施設利用促進事業を行っておりましたが、平成26年度まで終了しております。用途は不明で、交通費としての支給かどうか確認はできませんでした。

#### ○えのした副委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

#### ○吉田委員

最後のご説明の中の交通費として支給されているかどうかを確認する手段がなかったということだったのですけれども、例えば、どういうふうにして確認しようとして試みられたのか伺いたいと思います。

試みられて、結果として、これでは実情が分からぬよねということだったのかなと思うのですけれども、どのように確認したのか、ここを教えてください。

#### ○松山障害者支援課長

区が以前に行った事業についての確認でございます。

品川区の福祉が残っているもので、そちらのほうに記載されている内容は、通所施設利用促進事業という事業の記載がございます。こちらは、区内在住の障害者が生活介護サービス等を提供する区内の通所施設を利用するに当たり、一月の利用可能日の80%を超えて通所した際、支援金を支給することによって、通所意欲の喚起と施設利用の促進を図るために実施していますと記載があります。

平成20年7月からという事業実施については記載がございまして、支給額としては、月に3,000円。ただし、自力通所者は月に6,000円という記載がございます。

平成26年度まで事業の記載がございましたので、それ以降の記載がございませんでした。そのため、廃止理由等、事業の詳細については、申し訳ございませんが、書いてあるものでしか確認はできなかつたということでございます。

#### ○吉田委員

そうすると、記載された当時も、こういう調査によって、もしかして交通費として支給したもののが適正に使われていないのではないかというような疑いがあったとか、そういうことではないということですか。

要は、交通費として使われた証拠がないから使われていないかもしれないというレベルなのか、明らかに交通費として、事業者に支給されるわけですよね、事業者に支給された……。

〔「事業者」と呼ぶ者あり〕

#### ○吉田委員

事業者、でも、今のものでもそうです。

〔「当事者」と呼ぶ者あり〕

#### ○吉田委員

当事者に支給されるのだったら全然問題ないような気がするのですけれども、事業者に、それも分からぬことですか。ごめんなさい。

#### ○松山障害者支援課長

この事業に問題があるかないかということではなく、「交通費」という文言がございませんで、支援金を支給するという文言になっておりました。月に3,000円、ただし、自力通所者は月に6,000円ということなので、交通費にもしかしたらお使いいただく方もいらっしゃったかもしれません、別にお使いいただく方もいらっしゃったのではないかと推測されています。あくまでも施設利用の促進ということですので、奨励の意味合いもあったのではないかと思われます。

また、この月3,000円というのは、特に交通費とは関係なく支給されていたもので、以前このような事業があったという事実を申し上げたものでございます。

#### ○吉田委員

ということは、きちんとというか、そもそも事業の趣旨が交通費の補助ではなかったかもしれませんということですね。通所を支援するという漠とした言い方であってということですね。

通所を支援するとなると、交通費に充てていいということかなということで理解されているのだと思うのですけれども、私も、そうしたら多分そうだろうなと思っていて、やはり個別の、この陳情に限らず、個別に就労継続支援B型に通わせたいけれども、その工賃が大変低いということがやはりあって、要は、マイナスになってしまうわけです。少し遠いところとか、乗換えが必要なところにお住まいだつたりすると、交通費のほうが上回ってしまって足が出てしまうというご意見はよく伺うところなのです。

その方は、むしろ工賃のほうを上げてほしいというようなご意見だったりはするわけですけれども、工賃をどこの会計から支給すると、就労継続支援A型ほどではないかもしないけれども、就労継続支援B型も何か制約があったような気がするのですけれども、きちんと事業として収益になった分から配分しなければいけないとか、そういうような収入は大丈夫でしたか。就労継続支援A型は絶対そうなのですよね。事業の収益の中から工賃を出さなければいけないということで、補助金は使っては駄目という縛りがあったかと思うのですけれども、だから、そもそも就労継続支援A型とか就労継続支援B型で働いている人たちの条件は大変厳しい。就労を促す仕組みであるにもかかわらず、工賃とか補助金の使い方とかで、一般的な目から見ると、就労を促していない仕組みになっているのではないかというところが私も感じるところです。その中でこういうことが出てきて、この方は、通所施設利用促進事業を交通費の助成として捉えて、それがなくなったことがなかなか就労継続支援B型に通所する意欲につながらないという趣旨だと思います。

生活介護でご利用されている方の中にも、今日は就労継続支援B型の話ですけれども、生活介護のほうでも、生活介護だから送迎がついていたり、それも名目が交通費とうたわれているかどうか、今、話を伺っていると自信がなくなってきたが、そういう補助が出ている生活介護も、いまだか、かつてだかあったと伺っておりますので、その辺の把握というか、やはり通所するのにお金がかかるわけだから、それが何らかの形で補助されるということはあってしかるべきかと思うのですけれども、送迎がつくものと、自力で通うものとでは、えらく差がついてしまいますし、その辺について、区としてはどのようにお考えか伺います。

#### ○松山障害者支援課長

まず第一に、工賃についてでございますけれども、工賃は、やはり決まっておりまして、生産活動で得た利益の中から支払われるということでございます。事業所の収益状況ですとか、また、それぞれの利用者の作業量、時間、それから能力等に基づいて決定されているということです。

事業者は、工賃の計算ですとか、支払いに関するルールを定めた工賃規定を作成して、事業所を開設する際には、東京都もきちんと確認をして指定をしているという状況でございます。

ルールがそのような形で国全体一律になっておりますので、各事業所、工賃アップに、今、一生懸命努力をしているところでございます。

あとは送迎等の、就労継続支援B型なのですけれども、確かに工賃と交通費のみとの比較になりますと、なかなか難しい場面もあるかと思います。事業所全体の平均工賃月額が3,000円を下回ることは認められておりませんので、3,000円以上にはなっております。ただし、非常に少ない日数ですと、やはりそれは適用されないということになっております。

今、かなりニーズが多様化しておりますと、生活介護に行きながら就労継続支援B型を少し体験というか、日数を何日間か通いたいという方もいらっしゃって、そのような事業所を相談員のほうで見つけたり、また、事業所によっては送迎も準備しているところもございます。一方では、例えば、最近できたウェブデザインをやっているような事業所は、通所せずにオンラインで作業ができるということになっておりますので、その場合は交通費はかかるないということになっております。非常にそれぞれの考え方方が難しいとは思いますが、区としましては、そもそも工賃アップ、それぞれの事業所が目指しているところを応援するということは、まず大きな目標としてあります。

それからあとは、就労継続支援B型のメニューが少ないということを指摘されておりますので、新たなメニューを実施するような事業者をまず区に誘致することが第一かなと考えております。

#### ○吉田委員

制度のこと、大分というか、そういう仕組みなのだなということは理解いたしますけれども、就労継続支援A型、就労継続支援B型、それから生活介護の基本は、障害者の社会参加を促す、その社会参加の在り方も何らか仕事をしているというような達成感というか、実感を促すための制度だと思っておりますので、その工賃が、かかる交通費、経費よりも下回るというのは、やはりそもそも就労の意欲を促す制度と矛盾するような気がするのです。

国の制度だとおっしゃっていますけれども、例えば、ほかの福祉のものでも、国の不備というか、そういうものを単費で補填して、よりよい仕組みにしていくことは、これまでも図られていることですし、私は、やはり就労意欲、せっかく就労したいと、仕事を、社会参加したいと思っている方たちの意欲をそぐようなことがあってはならないのではないかと思っています。それを促すのであれば、送迎をつけられているという就労継続支援B型もあるというのは、それは私も承知しているのですけれども、やはりそれは、結局、事業者の努力ですよね。だから、何か区としてのそういう補填は考えられてしかるべきなのではないかと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

#### ○松山障害者支援課長

まず、交通費につきましては、公共料金等の軽減がありまして、それぞれの交通事業所によって、減額されたり、あとは、都営交通であれば、障害者ご本人が無料になっておりますので、それぞれの交通機関によっては、かかるない方もいらっしゃれば、かかる方もいるということです。

区としては、工賃と交通費のみを比較するのではなく、例えば、タクシー券とか、あとは障害者福祉手当ですとか、生活全般の経済的な負担軽減の施策もございますので、それらもお使いいただければと思っています。

どちらかといいますと、意欲を促すこと、区の中にメニューがないために区外に通うという実態は確かにございます。そのため、やはり魅力あるメニューをまずは区の中に増やしていくことが、皆さんのお声に応えることなのかなと思っております。

#### ○鈴木委員

交通費の問題は、共産党としても、2009年に取り上げているのですけれども、これは地域の方から相談を受けて、グループホームに入って就労継続支援B型に通っているけれども、とにかく福祉手当だったりとか、障害者年金だったりとか、そういうものを全部、工賃も合わせてやっても、グループホームに入って生活していくのに足りなくなってしまって、親が結局、医療費だったりとかを出さないと自立できない状況だというところでの相談だったのですけれども、それまでは、品川区として交通費が出ていた、区として交通費を出していたものが廃止したということで、そのとき、それがすごい大変になったという相談だったと思うのです。それで、多分、自立支援法がちょうどできた頃で、いろいろ運動になっていたときだったのでないかと思うのですけれども、それで、そのときに、部長が答弁しているのが、先ほど課長が言われた利用促進支援金制度が品川区ではあるので、それを充てられるはずだというふうな、そういう答弁だったのですけれども、でも、その当時でも、この支援金制度がグループホームの人が対象外ということだったので、特にグループホームの人が大変ということでの質問をしたところなのですけれども、そういう状況は変わっていないのですけれども、それが、部長として、利用促進支援金制度が対応できるはずだという答弁で言っていたものが、平成26年度で廃止されてしまったのはなぜなのか、交通費に充てられるはずだと言っていたものが、なぜ廃止されたのかということを教えていただきたいと思います。

それから、区内の就労継続支援B型が、今、14か所、325人分の定数ということなのですけれども、この中で送迎をしている事業所は、何か所、何人分ぐらいあるのか、その点を教えていただきたいと思います。

それから、就労継続支援B型の利用者は、区内では325人分ということなのですけれども、登録者の人数は、それをほとんど満たしているような状況なのか、区の障害者の方で就労継続支援B型利用者は、区外も含めて何人くらいいらっしゃるのかという辺りを教えていただけたら。

というのは、区外の就労継続支援B型利用者の人数が、なかなかはっきりした数字は出てこないとしても、全体で利用者は分かると思うのです。その中で区内の325人ですから、そこがもしも定員がほとんど満杯になっていれば、それを引いた残りの方が他区の就労継続支援B型に通われているのかなという、そこら辺の状況を教えていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○松山障害者支援課長

まず、通所支援利用促進事業の廃止理由でございますが、保存年限が過ぎているため、廃止理由が、申し訳ありませんが、調べたのですがございませんでした。

また、平成27年度の予算では、障害福祉手当について、難病の方については2種の方が4,500円から8,500円に、難病の方については1万円から1万5,500円に引き上げられているという事実は確認しました。

また、福祉タクシー券については、平成26年度までは年額2万7,600円でしたが、平成27年度からは年額4万2,000円に増額しています。

また、自動車燃料費助成が、平成26年度までは年額2万4,000円でしたが、平成27年度からは年額3万6,000円に増額しているという事実があったということで、今は確認できたものをお伝えさせていただいております。

それから、区内の就労継続支援B型の中では、送迎を行っているのは1か所のみです。人数については分かりませんが、1か所のみということです。

それから、就労継続支援B型の利用状況ですけれども、もちろん魅力あるような、皆さんニーズに

マッチするところは比較的定員も満たしているところもあるのですが、なかなか難しい実態はございます。一般的に申しますと、どうしても企業に就職されたいというご希望が多いため、比較的就労継続支援B型は、なかなか定員を満たしていない状況はございます。

そして最後に、就労継続支援B型の利用者人数でございますが、直近では、約430人ほどと把握しております。もちろん区外と申しましても、例えば、遠方のグループホームにお住まいの方もいらっしゃるとは思いますけれども、その数字も、こちらの約430人ほどに含まれております。

#### ○鈴木委員

廃止の理由が分からないということなのですけれども、いろいろ手当が上がったということは、私もすごく記憶にありますし、福祉タクシー券だったりとか、いろいろと手当だったりとか、結構23区の中でもすごく低いレベルだったのです。そのところは、議会の中でもすごく指摘をして、一斉に全部、高齢者も障害者も、ちょうど23区の中で真ん中ぐらいまで上げた時期があったのです。私はそこと合わせているのかなというのは、今、話を聞いて思いました。

どちらにしても、私は、交通費は、本当に先ほどからありましたように、通う方の、せっかく頑張つて行って、障害者の方にとっては働いたという思いで、頑張つて働いたのに、それが交通費で消えてしまうというところは、働く意欲にも、モチベーションにもならないのではないかと思いますので、ぜひ出していただきたいと思いますし、ここに紹介されている大田区の障害者の交通費助成事業の運営要領を見ますと、事業所への通所を促すことにより、施設の運営を補助するためということが趣旨に書かれているのです。だから、交通費を出すことで、通う意欲にもなり、それが通所の日数を増やすことで、施設は、通所の日額しか収入にならないので、そういう施設の運営としても助かるというふうなところにもなるのでというふうなことが、趣旨の中に書かれていたので、こういう意味からも必要なのではないかと思います。

それと、先ほどの工賃のところなのですけれども、おおよそ品川区の就労継続支援B型の工賃の平均はどれぐらいなのかということを教えていただきたいのと、あと、交通費がかかっている方が、どれぐらいいるのか。都営交通は都営バスがあるので無料で行けることになるのですけれども、でも、都営交通のところにちょうど就労継続支援B型があればいいのですけれども、そういうものは一部になってしまふと思うので、交通費のかかっている人の割合も把握されていたら教えていただきたいと思います。

それから、ここに大田区、港区、練馬区、は～と豊島というもので、4区の交通費の助成の紹介が23区の中では書かれているのですけれども、チャレンジというのはどういうことなのか、分かつたら教えていただきたいのですけれども、これ以外に、23区の中で交通費を助成している区はないのか、そこら辺も分かつたら教えてください。

#### ○松山障害者支援課長

まず、区の平均工賃でございますが、区の中でも行っている作業に差があります。例えば、指定管理施設で、ぐるっぽ等では、多少ですけれども、国の平均工賃を上回る状態ということで、約2万円になっているかと思います。また、ふれあい作業所は、公園清掃等に従事していることから、かなり高くなっています。

それから、次に交通費についてですが、交通費がかかっている方は、区では把握しておりません。

それから、23区の状況ですけれども、こちらに書かれているチャレンジも、民間事業所ですので、こちらに記載されているものについては確認しましたが、ほかのところは、特に自治体のそれぞれのご判断によるもので、一律に出しているものではありませんので、例えば、この中でも区外に出してい

るか等々について、それぞれ条件も異なりますので、特に自治体で平均して、23区でこうしましょうというものはございません。

#### ○鈴木委員

ここに大田区、港区、練馬区、豊島区のものがあるのですけれども、こういう形で要綱だったりとか要領だったりとかを持って出しているのは、この4つの区以外のところでは把握されていないのか。それともやっていないのか、そのところは、分かったら教えていただきたいと思います。

でも、交通費がどれぐらいかかっているのかということを把握されていないので、もしも交通費を出すとしたら幾らぐらいになるのかということは分からぬですね。

それから、先ほどの利用促進支援金制度、これはどれぐらいの予算が組まれていたのかということも分かったら教えていただけたらと思います。

#### ○松山障害者支援課長

通所施設利用促進事業についてでございます。

こちらは、2014年の品川区の福祉からすると、予算額が1,620万円となっております。

#### ○鈴木委員

利用促進支援金も、1,620万円でしたら、区の財政力からすれば、できない額ではないと思いますし、交通費という形でやっていただくのが私は一番いいかなと思いますので、ぜひそれはご検討していただきたいと思います。

#### ○吉田委員

先ほど、就労継続支援B型の事業の内容について、やはり事業者の方には、いろいろな多種にわたる事業を提案してほしいということをおっしゃっておられて、それはぜひ促していただきたいと思うのですけれども、前、何かのときに、小山台住宅跡地か、就労継続支援B型を誘致するときに、事業者の提案も確かに、それで事業をやろうという意欲がある方でしょうから、それでいいと思うのですけれども、やはりどういう就労継続支援B型の仕事を望んでいる人が多いのかについては、どうなのでしょうか。やはり他区で、どういう言い方が失礼に当たらないか分からぬのですけれども、その方の興味とか能力に合った仕事を選んでいくのだと思うのですけれども、どういうニーズが多いか、もちろん事業者でどういう提案が多いかとか、すばらしいかとかということも聞き取っていただくのはとても大事だと思うのですけれども、どういう仕事に就きたいと思っているかとか、そういうような調査で、それに合わせた事業所を誘致するというようなことは考えておられないのでしょうか。

確かに、一時、カフェがはやった、カフェがはやったという言い方は変ですけれども、特にロボットでしたか、「OriHime」ができたときに、これだったら、おうちで寝たきりの方も接客ができるよねということで、すごくもてはやされたというか、新しい視点だなと思われたと思うのですけれども、その後、カフェが多いような感じがしていて、確かに私も庁舎のあれのときか、カフェをつくりますということに対して、いやいや、いろいろなニーズがあるだろうから、ぜひいろいろな方の意見を聞いてくださいねという要望を出したと思うのですが、区としては、就労継続支援B型に通いたいという人たちの要望を集約しているとか、そういうことはないのでしょうか。誰でもがやりたい仕事ばかりに就けるわけではないということは承知していますけれども、やはり意欲を促すという事業の趣旨を考えると、どのような仕事がやりたいですかというニーズ調査はされるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

就労継続支援B型のメニューについてのお尋ねでございますけれども、まず、区民の方のニーズにつ

までは、現在、次期の計画策定に向けて基礎調査、アンケート調査等も行っておりますので、そういったところも踏まえまして、就労継続支援B型、就労の希望ですとか。その内容等についても、ニーズを把握しまして、そういったところは進めていきたいと考えているものでございます。

一方、小山台住宅跡地のお話が出ましたけれども、設計、これから工事というようなところでお示ししているところでございますが、いわゆる区立施設としての必要な就労継続支援B型の機能は備えた形で設計を行っておりまして、今後、先ほどおっしゃったように、指定管理者の公募をしていくというような中では、当然、運営事業者の提案も受けていきますけれども、先ほど申し上げたこちらのニーズ把握も踏まえて、どういった形でのメニューが一番ニーズが高く、かつ、事業者としても、うまく就労継続支援B型を活性化させていくために、どのようなメニューが提供できるのかというようなところは確認しまして、場合によっては、設備機器に関しましても、内装ですとか、軽微な設備配置については調整をして、就労継続支援B型の事業を小山台で開始していきたいというふうに考えているところでございます。

#### ○吉田委員

分かりました。かつては、どうも事業者の提案に任せているというか、そういうふうにご答弁が受け取れたものですから、やはりどういう仕事がしたいかということないと、いくらいい提案であっても、能力とか、そういうものも関係してきますよね、それはもう障害者とかに限らず、多様な種類の仕事があつてこそ、働くほうも選べるわけですから、その辺のニーズはぜひ継続していただきたいと思います。

もしかすると、少しこれから外れてしまうのかもしれないけれども、生活介護のほうも、やはり今、品川区の場合、生活介護がゆったり過ごすみたいな感じの場が多いと伺っているのです。他区であれば、生活介護であっても、工賃とかはともかくとして、いろいろな生産活動が行われていて、それがお金になるかどうかはまた少し別の価値観になってしまふかもしれないのですけれども、その辺もないで、結局、今は就労継続支援B型から生活介護に移っている方が多いことが事実ですよね。就労継続支援B型がやはりなかなか難しいということと、一方で、就労継続支援B型のほうに一般職に就かれた方が、なかなか継続が難しくて就労継続支援B型に戻ってきてしまうと言われている方もいらっしゃるという話は伺って、いろいろな要素が絡んできて難しいのですけれども、ここで取り上げられていることにフォーカスすると、やはり就労継続支援B型と生活介護の生産活動の内容も、これからはぜひ考えていていただきたいと思います。今、ニーズを把握しようということと、それから、多様なメニューを提供される事業者を求めておられるということなので、生活介護の点についても同様のお考えを持っていていただきたいという意味で質問しているのですけれども、その辺については、同じようにお考えか伺いたいと思います。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

おっしゃるような形で、生活介護は、新規の事業者がなかなか、そこについては、就労継続支援B型と比べますと、できていない状況もありますが、先ほどからお話の出ております小山台住宅跡地の施設では、区立施設としては、生活介護を整備する予定でございます。同様の形で事業者の公募を行ってまいりますので、その際には、おっしゃるとおり、事業者の提案だけでなく、区として、どのようなニーズがあって、そこに応えられるかというようなところを今後の選定の材料というか、形にして、こちらについても活発なというか、生活介護につながるような形の事業者を意識してまいりたいというふうに考えております。

#### ○やなぎさわ委員

確認なのですけれども、陳情の理由の2行目とか3行目辺りのところで、まず、他区は就労継続支援B型が事業所の定員で増えているというところで、品川区は減っていると。先ほどのご説明だと、むしろ品川は増えているというような、少しずつですけれどもあるということなのですけれども、これ、まず、他区が増えているということを把握されているのかということと、あと、ここの人口1万人当たりの就労継続支援B型の定員数の実数は、これ、23区最低に品川区はなっていますけれども、これは、この数字で間違いないのか。もしお分かりになれば確認をしたいのですけれども、いかがでしょうか。

#### ○佐藤障害者施策推進課長

まず、品川区の状況につきましては、先ほど、障害者支援課長からあったとおり、事業所数は増えている状況がございます。

他区の状況に関しては、細かく把握できているものがございませんので、増えているところもあれば、必ずしも減少しているところが全くないかについては把握はしていないところでございます。

また、人口1万人当たりの就労継続支援B型の定員数、グラフですけれども、品川区の状況は、今申し上げたとおり、事業者数、定員数とも把握しているところではございますが、他区の状況を全て人口も含めて把握しているところではございませんので、このグラフ自体が出典や年次等も、こちらは令和7年6月1日現在というところですけれども、その時点で、全てほかの区が正しいかというところまでは確認ができないところでございます。

#### ○やなぎさわ委員

分かりました。

一応、この数字、品川区が低いというのは前から言われているので、ある程度この数字が、多少の誤差はあれど、23区の中では下のほうなのかなというところを前提に考えたときに、定員数を満たしていないという、もともと少ないのに定員数を満たせていないということは、何か質的な問題があるのでないのかなというふうに推察されるのですけれども、区として、その辺はいかがお考えでしょうか。

#### ○松山障害者支援課長

就労継続支援B型の定員数の充足についてのご質問です。

先ほども申し上げたように、例えば、区内にない新たなメニュー、やりたいようなウェブデザインのところは、かなり早い段階で埋まっております。メニューの関係も1つ大きな要因として挙げられるのですが、ただ、全国的に申しますと、やはり企業に就職をというところのニーズが高く、また、少しでも働きたいということで、就労継続支援B型を選ばれる方もいらっしゃいます。

以前は、就労継続支援B型、生活介護とともに、かなりご要望はあったのですが、今、全国的に就労継続支援B型は、なかなか定員を満たせないところもありまして、そのために、送迎をいたしますとか、あるいは、昼食を出しますというように、利用者獲得のために一生懸命事業者も頑張っているところもある状態です。

質という問題というよりは、ニーズとマッチするかというところが非常に大きいかなと思っております。

#### ○えのした副委員長

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○えのした副委員長

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、令和7年陳情第43号の取扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

#### ○渡辺委員

結論を出す、不採択で。

#### ○大倉委員

本日結論を出すということで、不採択でお願いいたします。

理由としましては、この陳情の趣旨のところに若干齟齬もあるというところはありますが、今ご説明があったように、事業所が増えて定員も上げている中で、「メニュー」という言葉がキーワードでかなり出てきたかなというところがあり、そのメニューを増やしながら、できるだけ多くの希望される方が就労にということもあるのだろうということです。

また、定員が埋まらない理由のところでもありましたし、企業の就職というところも1つ原因としてあるということで、直接交通費が原因だというところではないのかなというところをすごく議論を聞きながら感じたところではあります。

ただ、お話を中でもありましたけれども、交通費が工賃でまかなわれてしまうと、せっかく働いていたのに交通費でなくなってしまうみたいなところは確かにそのとおりで、非常に課題かなとは思っているものの、今現在、品川区としても、できるだけメニューを増やしてニーズを満たしていきながら進めていくというところで、また来年度に向けても、今後増えていくというようなところが見えている中でありますので、今現在すぐにということでは、交通費、今後こういった交通費については、課題としつつも、今回については不採択ということでお願いします。

#### ○あくつ委員

本日結論を出すで、不採択でお願いします。

議論を拝聴しておりまして、品川区としても、就労継続支援B型の定員は、先ほどあったように、3か年の情報がありましたが、施設も増え、そして定員も増えているというところ。

先ほど、しながら未来からもありましたけれども、交通費がそのネックだというところとは少し違うのかなというところを拝聴しながら感じたところです。

驚いたのは、品川区も、私も少し認識不足のところがあって、様々な事業をされているのだなということを改めて、公園清掃とかは、カフェというのはここに書いてあるとおりなのですが、自転車のリサイクルもそうだったよなということ。あとは、ウェブ関係、イラストとか、アニメ動画の編集とか、インテリアライトですか、Tシャツのプリントなどというのもも今日初めてお伺いして、結構、今、多種多様なメニューが増えてはいるのだなということで、先ほど、課長からもご答弁であったとおり、これからも事業者には、ぜひメニューを、既存のもの以外のものを増やしてほしいというようなことはお伝えしているし、これからもお伝えするということで承知しましたので、それはぜひ進めていただきたいと思います。

#### ○鈴木委員

本日結論を出すで、採択でお願いしたいと思います。

先ほど、就労継続支援B型の利用者の人数を伺って、430人ということですので、区内の事業者よりも100人以上が多いなというふうに思って、他区のグループホームの入所者もかなりいるので、そ

こからのということもあるとは思うのですけれども、やはりなかなか品川区内の就労継続支援B型が自分に合ったものがないということで、近隣区の就労継続支援B型に通われている方もかなりたくさんいらっしゃると思うのです。そういう方々も含めて、交通費の支給がないというのは、本当に大変な状況があると思います。

障害の方が自立ができるという意味からも、それから就労を保障するという意味からも、交通費は、本来、出されるべきものだと思いますので、ぜひ品川区としても、他区が行っているような交通費助成制度をつくっていただきて、交通費を出して、事業者の支援にもなる、そして本人も通いたいというモチベーションにもつながっていくということで、交通費の助成制度をつくっていただきたいと思います。

#### ○吉田委員

本日結論を出すで、採択をお願いいたします。

今、鈴木委員のご発言にもありましたけれど、基本的に就労として考えるのであれば、そこに交通費の手当はつくことが一般的ではないのかと考えます。

思い出したのですけれども、議員の委員会などの会合手当のことが、かなりずっと問題になってきたと思って、だんだん減額されていくって、今は交通費実費というふうになって、私はその議論のときに、ガソリン代は政務活動費が使えるのだから、もうそういう会合手当はなしにして、交通費を政務活動費で使えるようにすればいいのではないかというふうに意見を言ったところ、他の議員から、いや、でも働くときは、基本的には交通費は支給されるということがあって、なるほど、それもそうだなと思ったのが、今、蘇ってまいりました。就労というのであれば、そこに交通費がつくのは、適切な最短の距離の交通費とか、そういうことは、もしかすると制約がつくかもしれませんけれども、働くということであれば、そこは交通費の手当はつけられるべきだと考えておりますので、採択をしたいと思います。

#### ○やなぎさわ委員

本日結論を出すで、趣旨採択にしようと思ったのですが、割れるので、採択で合わせたいと思います。

理由は、ご説明を理事者の方からいただきまして、区としては、就労継続支援B型のメニューを様々増やしていただいているということで、非常にそれはすばらしいことだなと思いました、あと、今回の陳情を機に、平成20年の利用促進支援金制度を、私、不勉強なものであまり知らなかつたのですけれども、そういったところも知る機会になりまして、廃止の理由が不明ということで、そういったことも改めて議会の中でも、再度、議論していくきっかけになるのではないかと思って、気づきを得る陳情だったと思っております。

一方で、やはり今回の陳情に書かれてあるように、就労継続支援B型の利用というところでいうと、就労継続支援B型のメニューもそうなのですけれども、やはり交通費の助成がないということも、今回の理由に両方が原因としてあるのではないかと考えております。

ですので、やはり低い工賃で交通費で赤字になってしまふとか、そういった状況で就労意欲というところでもマイナスになるのではないかなどと思うので、区のお考えも一定理解しつつ、交通費を出すということで対応してみて状況を見てみるといいますか、そういったことも必要なのではないかと思いまして、採択とさせていただきます。

#### ○えのした副委員長

それでは、本陳情については、結論を出すとのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

### ○えのした副委員長

それでは、本件は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれの方のご意見を伺いましたので、本陳情については、挙手により採決を行います。

それでは、令和7年陳情第43号、就労継続B等の施設利用者に、交通費の助成を区に求める陳情を採決いたします。

本件は、挙手により採決を行います。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

### ○えのした副委員長

可否が同数でございます。

よって、品川区議会委員会条例第15条の規定によりまして、委員長において、本陳情に対する可否を裁決いたします。

本陳情につきましては、委員長は、不採択と裁決いたします。

よって、令和7年陳情第43号、就労継続B等の施設利用者に、交通費の助成を区に求める陳情につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

---

## 2 報告事項

(1) 品川区立小山地域密着型多機能ホームならびに品川区立大井林町地域密着型多機能ホームおよび品川区立大井林町高齢者住宅指定管理者候補者の公募について

### ○えのした副委員長

次に、予定表2、報告事項(1)品川区立小山地域密着型多機能ホームならびに品川区立大井林町地域密着型多機能ホームおよび品川区立大井林町高齢者住宅指定管理者候補者の公募についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

### ○菅野高齢者福祉課長

それでは、私から、品川区立小山地域密着型多機能ホームならびに品川区立大井林町地域密着型多機能ホームおよび品川区立大井林町高齢者住宅指定管理者候補者の公募について、ご説明をいたします。

本件の区立小山地域密着型多機能ホームおよび大井林町地域密着型多機能ホームは、小規模多機能居宅介護、認知症対応型共同生活介護等の各サービスを提供しております。

また、区立大井林町高齢者住宅は、住宅に困窮する高齢者に住宅を提供するとともに、当該住宅において日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供しています。

これらの施設は、開設以来、指定管理者制度を導入し、これまで高齢者福祉施設が運営者に連続性が求められるという理由から、指定期間満了時には、公募によらない選定で更新を行ってまいりました。しかしながら、品川区指定管理者制度活用に係る基本方針の改定により、現指定期間の満了をもって、当初の運営期間終了後、連続して10年を経過することから、次期指定期間の指定管理者候補者を公募することとなりました。

2、指定管理者が管理を行う施設の概要につきましては、(1)名称の①小山地域密着型多機能ホームは、(2)の所在地の①小山七丁目14番4号と対応しており、以下、②大井林町地域密着型機能ホームおよび大井林町高齢者住宅も同様となります。

(4)の新指定期間につきましては、①が令和9年3月1日から令和14年2月29日まで、②が令和9年6月1日から令和14年5月31日までのそれぞれ5年間となります。

3、指定管理者が行う業務につきましては、まず、地域密着型多機能ホームは、(1)条例に規定するサービスの提供に関すること。

(2)施設および設備の維持および修繕に関すること。

(3)施設および設備の使用に関すること。

(4)利用料金の徴収に関することです。

そして高齢者住宅は、(1)高齢者住宅の保全、修繕および改良に関すること。

(2)生活支援サービスの提供に関すること。

(3)利用料金の徴収に関することです。

4、指定管理者候補者の選定につきましては、公募型プロポーザル方式により行い、選定委員会等を設置いたします。

選定基準は、①から④のとおりです。

5、今後の予定です。

2月より公募を開始し、その後、説明会を行います。

また、6月から7月にかけて選定委員会等を実施し、候補者を選定いたします。

そして、来年の10月に指定管理者の指定議決を提出し、審議していただく予定となっております。

#### ○えのした副委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

#### ○鈴木委員

公募することになるわけですけれども、公募は、どこら辺までの範囲で、どういう形で公募するのか、公募の仕方を教えてください。

#### ○菅野高齢者福祉課長

公募の仕方につきましては、直近で公募したものと同様に、基本的にはホームページ等でお知らせをさせていただく予定として考えております。

#### ○吉田委員

同じことを伺いたかったので、お答えいただきまして、ありがとうございます。

品川区の場合、これまでいろいろあって、すごくたくさんの何百件も見てきたわけではないですけれども、やはり応募する事業者が少ないということが、特に福祉関係ではあるような気がして、福祉関係だけではないか。その都度、もう少し広く促す方法はないのかというようなことを質問してきたのですけれども、こういうものは、どうなのでしょう、例えば事業所に当たってみるとか、広げるだけではなくて、個別にこういうことをやっておりますので、ぜひみたいなことはやってはいけないものなのでしょうか。もう少しいろいろなところが手を挙げることを促すようなことは何か考えておられないのか伺いたいと思います。

#### ○菅野高齢者福祉課長

公募につきましては、あくまでも公平性を担保しなくてはいけないというところもございますので、そういった意味では、ホームページで広くお知らせをさせていただいていることを徹底させていただいております。

ただし、過去に、15年間で公募することになっているのですが、その途中で、非公募で本当はいけるところが、杜松の多機能ホームなどにつきましては、途中で事業者が手を挙げないというところもありましたので、その際には、都内に事業を展開しているところにお手紙を出すなど、そういった工夫をさせていただいたことも過去にはございます。

○吉田委員

例えば、そういうふうに都内の同じような事業を展開されているところにお手紙を出すというのは、決して不公平なことにはならないのではないかと思いますので、予想されるので、品川区の場合、なぜか応募されるところが少ないということが過去の実績から予想されるわけですから、最初の公募の段階で、少しでも多くの方が提案というか、手を挙げてくださるようなことをぜひ考えていただきたいのですけれど、いかがでしょうか。

○菅野高齢者福祉課長

もちろんそちらのほうのいろいろな方策で考えられるとは思うのですが、過去にも、やはり事業者もいろいろなホームページを、公募を検索する部隊といいますか、本部のほうで見ていらっしゃるようで、違う物件で私が案件でやったときには、特にホームページでお知らせしただけでも、特にふだんやり取りをしていない事業者からも応募があることもございますので、基本的には、ホームページのお知らせで広く周知できるのかと認識しているところです。

○吉田委員

でも、結果的にはあまり応募がないということであれば、ホームページ上で出されている内容に何かあるのか、とにかく、やはり複数の中からいろいろ提案していただいて選べるような形が健全な公募と言えるのではないかと思いますので、ぜひその辺は、私も別にそういうことに詳しいわけではないのですけれども、他区のいろいろなところが手を挙げてくださるような事例も含めて、ぜひ研究していただきたいと思います。

これは要望にしておきます。

○あくつ委員

ありがとうございました。念のために確認させてください。

今回のこの報告にある2つの施設は、現在は、どの法人が指定管理を行っておられて、当然、今回こういう形で公募を行うことはご存じだと思うのですけれども、継続の方向、ご希望というか、そういったものが現段階であるとかないとか、そういったところについて、何かお話を聞いているのであれば教えていただきたいと思います。

先ほどもお話をありましたけれども、当然、公募に関してはフリー、オープンでやるべきなのですけれども、利用者については、特に問題がなければ、継続性の観点からいって、それは、よりよいすばらしい特別なサービスをするような法人が手を挙げてくれれば別ですけれども、そういったところも加味は当然しなければ、だからこそ今までこういったことをいわゆる非公募でやってきたところもあるようなので、その辺りで、もし教えていただけることがあれば教えてください。

○菅野高齢者福祉課長

ご質問の、まず、小山地域密着型のほうですが、こちらは新生寿会という社会福祉法人となります。そして、大井林町の地域密着型および高齢者住宅は、区内の法人のさくら会が運営をしております。この2つの法人が、今後、公募をまたしていただけるのかどうかということは、今後、確認させていただく部分とはなりますが、今までご利用者および、あと地域の方とも、今ちょうどお祭りの時期

だつたりとかするのですが、地域の方ともすごく溶け込んで密着している、そういう施設を運営していただいているというところでは、継続を期待しつつ、公募は公に、オープンにさせていただくという形でとらせていただきたいと思っております。

○えのした副委員長

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○えのした副委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(2) 品川区立上大崎特別養護老人ホームおよび品川区立東五反田地域密着型多機能ホーム指定管理者候補者の選定について

○えのした副委員長

次に、(2)品川区立上大崎特別養護老人ホームおよび品川区立東五反田地域密着型多機能ホーム指定管理者候補者の選定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○菅野高齢者福祉課長

それでは、私から、品川区立上大崎特別養護老人ホームおよび品川区立東五反田地域密着型多機能ホーム指定管理者候補者の選定について、ご説明をさせていただきます。

こちらは、2、指定期間満了を迎える施設につきましては、(1)名称の①上大崎特別養護老人ホームにつきましては、(2)所在地の①上大崎三丁目10番7号、(3)①社会福祉法人愛生福祉会と対応しております。

以下、②の東五反田地域密着型多機能ホームも同様となります。

(5)新指定期間につきましては、①が令和9年6月1日から令和14年5月31日まで、②が令和9年5月1日から令和14年4月30日までのそれぞれ5年間となります。

3、指定管理者候補者選定につきましては、公募によらず特定の事業者を選定することとし、指定管理者候補者選定委員会等を設置いたします。

4、指定管理者が行う業務につきましては、まず、特別養護老人ホームは、(1)条例に規定する介護福祉施設サービスおよび短期入所生活介護の提供に関すること。

(2)施設および設備の維持および修繕に関すること。

(3)施設および設備の使用に関すること。

(4)利用料金の徴収に関することです。

そして、地域密着型多機能ホームは、先ほどの小山地域密着型多機能ホームにおける説明と同じ内容となっております。

5、今後の予定です。

6月から7月にかけて選定委員会等を実施して候補者を選定いたします。

そして、10月に指定管理者の指定議案を提出し、審議を行っていただく予定となっております。

○えのした副委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○えのした副委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(3) 品川区立大崎高齢者多世代交流支援施設（大崎ゆうゆうプラザ）指定管理者候補者の選定について

○えのした副委員長

次に、(3)品川区立大崎高齢者多世代交流支援施設（大崎ゆうゆうプラザ）指定管理者候補者の選定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○櫻村高齢者地域支援課長

それでは、私から、品川区立大崎高齢者多世代交流支援施設の指定管理者候補者の選定について、ご説明をいたします。

資料をご参照ください。

2、指定管理期間満了を迎える施設の名称、所在地、指定期間等でございます。

(1)名称につきましては、品川区立大崎高齢者多世代交流支援施設。

(2)所在地は、大崎二丁目7番13号です。

(3)現指定管理者は、生活協同組合・東京高齢協でございます。

(5)新指定期間につきましては、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間でございます。

3、指定管理者候補者の選定でございます。

(1)選定方法でございますが、公募によらず特定の事業者を選定いたします。

(2)候補者の選定に当たりましては、選定委員会および予備委員会を設置いたします。

(3)選定基準につきましては、資料に記載のとおりでございます。

次のページをご覧ください。

4、指定管理者が行う業務につきましては、(1)施設の運営に関する事。

(2)設置目的を達成するために必要な事業の企画、運営等に関する事。

(3)施設の維持および修繕に関する事。

(4)その他、区長が特に必要があると認めた業務でございます。

5、今後の予定でございますが、来年の7月から8月にかけて予備委員会、選定委員会を開催し、候補者を選定いたします。

そして9月に指定管理者の指定議案を提出し、ご審議をいただく予定でございます。

○えのした副委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○えのした副委員長

ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

### 3 所管事務調査

母と子の健康福祉について

#### ○えのした副委員長

次に、予定表3、所管事務調査を議題に供します。

本日は、7月1日の委員会において決定いたしました所管事務調査項目のうち、母と子の健康福祉について調査を行ってまいります。

まず、理事者より、資料に基づきご説明いただき、その後、ご質疑、ご意見等をお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

#### ○石橋品川保健センター所長

それでは、私から、母と子の健康福祉について説明いたします。

右上、「品川保健センター」と記載の資料をご覧ください。

初めに、1、母子保健の役割と目的です。

母子保健法、児童福祉法等により、妊娠婦および乳幼児の健康の維持増進、乳幼児の疾病や障害および虐待の予防・早期発見を目的として、妊娠婦、産婦、乳児および幼児を対象とした各種の健康診査、精密検査、専門相談、保健相談などを行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施しています。

区では、妊娠婦・乳幼児の実情やニーズの把握に努め、地域資源を活用しながら事業展開を進めております。その中で、各関係機関と連携を図り、安心して子育てしやすい環境提供を行っております。

次に、2、品川区の母子保健体系図です。

保健センターは、主に妊娠期から未就学時期のご家庭を対象に事業を実施しております。

こちらの体系図は、妊娠から月齢年齢に応じた母子保健事業を示したものになります。

まずは、体系図、左上側ですが、3保健センターと健康課にて親子健康手帳の交付をしております。

そのまま体系図を下にいっていただきまして、妊娠期には、妊娠初期および後期に面談を実施しており、妊娠期の困り事や品川区サポートプランを活用し、出産後の生活のイメージを持っていただいたり、育児用品などといった出産準備の話などをネウボラ相談員としていただくことができます。

妊娠期の教室としては、マタニティクラス、両親学級なども開催し、沐浴指導など実技的な指導を行っております。

体系図の真ん中辺り、出産後というところになりますが、4か月までの1回、助産師、保健師によるすくすく赤ちゃん訪問を実施しております。ここでは、体重や身長測定、授乳の状況、睡眠など、母子の健康状態を伺っております。訪問ができない場合は、電話連絡等にて全ご家庭の出産後の状況把握に努めています。

体系図真ん中、右上になります。出生後4か月より健康診査が始まります。健診は、基本、3保健センターにて実施しております。

まずは4か月児健診ですが、生後3か月から4か月になると、首も座り、あやすと笑う、人によく反応するなど、乳児の社会性の発達が見られるようになる重要な時期で、この時期から行政が健診で関わることで、発育や発達面の課題等を早期に把握し、その後の健やかな成長につなげております。6か月、9か月児健診は、医療機関にて委託して実施しております。この後、1歳6か月児健診、3歳児健診と続きます。

そして、本年度よりモデル実施としてですが、5歳児健診をスタートさせました。

また、未就学児のいるご家庭への教室や相談事業としては、食に関する事業や歯科に関する事業を年齢に応じて展開しております。

ほか、出産後の母子および家庭支援事業ですが、令和5年11月より開始した0歳児見守り・子育てサポート事業の見守りおむつ定期便、この2年間で大幅に拡充をさせていただきました産後ケア事業を実施し、出産後間もなくから支援事業を適切に行い、その後の育児に不安がないようサポートしております。

以上のように、多岐にわたる事業を展開し、月齢、年齢にまたがり切れ目のない支援を実施しております。

続いて、右側、3、品川区の母子保健事業の展開です。

母子保健事業の実施経緯について、資料のとおり、年度を追ってまとめました。今回は、区として、近年特に注力している事業についてご説明いたします。

まずは、令和5年度に開始しました出産子育て応援給付金事業・伴走型相談支援です。

区では、妊娠期からの相談事業として、妊娠初期の面談を実施していますが、国の通知を受け、妊娠期8か月頃に全妊婦に対しアンケートを実施し、必要な方または希望者に対し、「出産準備個別相談」と称し、妊娠後期の面談も開始いたしました。令和6年度のアンケート回答者は1,902人、対象者のうち58.7%の方の返信をいただき、面接は389人の方に対し実施いたしました。

この頃は産休に入る妊婦も多く、より出産を目の前に感じ不安になる時期でもあり、行政からのアンケートや面談が安心の一助になっているという声もいただいており、引き続き多くの妊婦のいるご家庭に、この機会を活用していただけるよう周知を図ってまいります。

なお、こちらの事業は、令和7年度の部分に記載のある妊婦のための支援給付事業・妊婦等包括相談支援事業として、改正子ども・子育て支援法により事業が制度化されたため、令和7年度からはこの事業として実施しております。

相談支援の内容としては、大きな変更はありません。

次に、同年11月に開始した0歳児見守り・子育てサポート事業（見守りおむつ定期便）です。

この事業は、1歳になる月まで最大12回、毎月、子育て支援員が居宅訪問をし、養育状況の確認や区の事業の紹介などを行うアウトリーチ型の事業です。お会いできた後には3,000円相当の育児用品をお渡ししており、精神面、経済面、両側面から出産後間もない子育て家庭を支援する事業です。令和6年度は通年を通り実施し、延べ3万4,000世帯を訪問しました。年に1回、利用者アンケートを実施していますが、昨年度のアンケートでは、全体の満足度が92.2%、支援員に対する満足度も89.3%と高い評価をいただいております。

続きまして、産後ケア事業です。

区では、平成28年度より開始いたしました。当初は必要とする産婦のみ1回の利用としておりましたが、近年の国の積極的推進および利用者ニーズの高まりに対応すべく、令和6年度、令和7年度と2か年にわたり大幅な拡充をさせていただきました。

拡充内容としては、要件を設けず、利用したい方全ての産婦が利用できるようにし、自己負担の軽減、利用回数・事業者施設の増加、申請の電子化などを行い利用しやすくしました。

その結果、利用者は、令和5年度と令和7年度の4月から9月の同月を比較すると、宿泊型は9.5倍、日帰り型は4.5倍、訪問型は9倍となりました。ニーズの高い事業であり、今後も利用者アン

ケートなどを参考に展開してまいります。

そして、本年度より、5歳児健康診査事業のモデル実施、3保健センター内に地域子ども家庭支援センターの設置を行いました。

最後に、4、今後の取り組みです。

(1)乳幼児健診の展開です。

先ほども出ましたが、本年度よりモデル実施として開始した5歳児健診ですが、年長の11月に実施される就学時健診よりも早期に実施することで、円滑な就学に向け、その子その子に合わせた準備をする期間を確保できると考えています。

本年度は12園の公私立幼稚園・保育園を対象に実施しており、本年度の実施検証をしながら、全数実施に向け健診体制を整備しています。

(2)母子保健のデジタル化の推進です。

この数年にて、産後ケアの電子予約やアンケートの電子化などを進めてまいりましたが、いまだに電話にて予約を受けている事業もございます。今後、離乳食教室、ネウボラ面談などの予約の電子化を検討し、利用者の利便性の向上、職員の業務量の軽減に努めてまいります。

(3)支援の充実と体制強化です。

今まで保健センターでは、きめ細やかに各ご家庭の状況に寄り添った支援を実施してまいりましたが、養育困難家庭など、保健センターだけでなく、関係機関と連携し支援が必要なケースから、継続支援の必要がないケースまで、相談件数は近年増加しております。今年度より、3保健センター内に地域子ども家庭支援センターが設置され、今まで以上に保健、福祉の両分野で迅速な連携を図って家庭支援を実施しております。

引き続き、関係機関と連携をスピーディーに行い、対応の遅れのないように支援を実施してまいります。

#### ○えのした副委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑、ご意見がございましたら、ご発言願います。

#### ○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。体系図を拝見すると、品川区だけではないのでしょうかけれども、本当に多種多様な母子保健、母と子の健康福祉についてということで、保健センター、保健所を中心に注力をしていただいているのだなということを改めて認識させていただきました。

2つほどお伺いしたいのですけれども、右側の母子保健事業の展開の中で、見守りおむつ定期便というところで、これは議会でも結構質問が出ているところなので確認なのですけれども、先ほどもご利用者の方の満足率が92%ですか、それと支援員への満足度が89%というところで非常に高い皆さんのが満足度があるということなのですけれども、例えば、2年間やられて、見守り訪問から何か、ないにこしたことではないのですけれども、例えば虐待であったり、様々な課題みたいなものを発見されて、それを何か行政の支援につながったというような事例があるのかどうか、センシティブな問題ですから、なかなか個別具体的には言えないのかもしれないのですけれども、そういった例があるのかということが1つと、これも議会でも何度か質問されていましたけれども、見守り支援員は、最初、資格のある方をというようなお話をスタートしましたが、支援員の資格がなかなか難しくて、今、企業のほうにお願いして、子育て経験のある方を、そういった訪問員に充てていらっしゃる、支援員に充てていらっしゃ

るということで、非常に満足度が高いということで、そこら辺の、そもそもうたっていらっしゃるところの、定期的に訪問をすることで、その家庭との人間関係が結構構築されてきているのかどうかというところ、当初の目的はしっかりと達成されていらっしゃるのかというところを念のために確認させていただきたいところと、あと、品川区の特色として、置き配をしないというところ、もともとのルーツというか、明石市がやっていたときには置き配なども認めているというところで、そこを品川区としては、あえて置き配等をしないで、必ず会わなければ、おむつはお渡しできないという、少し厳しめになっているところはあるのですけれども、そこについての利用者からのご意見とかがあれば教えてください。肯定的な形での確認です。評判は、悪い評判は聞いていないので、教えてください。

#### ○石橋品川保健センター所長

3点、質問をいただきました。

1点目、虐待の発見ですけれども、実際、虐待まで発見したという回数は1回もないのですけれども、毎月同じ見守り支援員が訪問することで、例えば、1回目に会ったときは、少し不安が、初めて会うので、なかなかそこまでですけれども、数回重ねることで、同じ支援員が行くので、気軽に話していただけるというところと、あと、支援員のほうも、やはり前回会ったときより少し、例えば、顔色が少し暗いとか、今日はパジャマだとか、そういったところに気づいて、そういったことは、しっかりと支援員報告書で記載していただいて、保健師のほうにつなげていって、数回重ねる中で、少し気持ちが落ち込んでいるように見えるですか、顔色が少し悪く見えるというところで、継続的に保健センターのほうでも気にかけて支援をしていく必要があるということで連携を図ってやっているところでは、虐待の発見というところまではもちろん至っていないのですけれども、虐待を未然に防いでいる一助にはなっているのではないかと認識しております。

2点目が、支援員の資格ですけれども、当初は、資格のある方に行ってほしいというところで応募をかけていたところですが、品川区だけでなく、他区でも同じ事業をやっているところは、やはりなかなか資格がある方を確保することは難しいというふうに聞いております。資格がない方でも同じような支援をしっかりとできるようにということで、定期的な研修を重ねて実施しているところです。

先ほどご説明もしましたが、毎月同じ方が支援に行くように、エリアが決まっているので、同じ支援員が行く形になっているので、人間関係の構築はしっかりとやっていたりしているところで、もちろん2回、3回と行く回数を重ねるにつれて、「気軽に何でも相談できるので、とてもうれしいです」というお声はいただいているので、そういった意味では、しっかりと見守り支援員の評価をしていただいている結果であるのではないかと感じております。

最後、置き配はしないというところで、これ、このシステムをつくる当初、いろいろ悩んだところではあるのですけれども、あくまでも品川区は、見守りをするということが前提にありますので、育児用品をお届けすることが主ではないというところになります。原則そういったことが前提になりますので、置き配はしないというところになります。

開始当初は、やはりそういった意見をいただくこともありましたけれども、何度も説明をしているところになるのですが、やはり同じ支援員の方が行くことで人間関係が構築できているところもあり、今は支援員の方が行くことに、とてもありがたみを感じているとか、感謝をしてくださっている区民の方が多いので、置き配をしてほしいという声は現時点では全く来ていないというのが現状になります。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。ご説明だと、上手に回っているのかなというところと、議会でも出でいまし

たけれども、様々な懸念がある中で、それを乗り越えていらっしゃるところもあるなと思いました。

また、そういうものは、今後、議会等でも説明をしていただくために、やはり効果測定というか、エビデンスみたいなもの、さつき、延べ3万何千軒を2年間で回られたという、これも1つの大きな実証ではあるのですけれども、さつきの満足度もそうですが、あとは、保健師につないでいるところの、公開できる範囲で、こういったところが気になって、保健師がそれに対して再訪問をかけたとか、そういったところでの何かエビデンスみたいなものがあれば、さらに議会とか区民も納得するのではないかと思いますので、毎回議論を聞いていて、推測とか懸念ばかりの質疑だなということを聞いていて、その辺り、今後、示せるものがあったら、ぜひお願いしたいと思います。

ごめんなさい、委員長、もう一問だけ。

産後ケアのところで、先ほど、この2年で大きく拡大して利用者数が増えたというご報告があったと思うのですけれども、何倍になったかということをもう1回教えてもらっていいですか。

#### ○石橋品川保健センター所長

産後ケアの令和6年度、令和7年度が拡充しましたので、令和5年度と令和7年度の4月から9月の同月の比較になります。

宿泊型は9.5倍、日帰り型は4.5倍、訪問型は9倍、利用者が増えている形になります。

ちなみに、令和7年度4月から9月までの宿泊型の件数は751件、日帰り型は184件、訪問型が1,135件になっています。

#### ○あくつ委員

ありがとうございました。宿泊型、9.5倍ですか。

#### ○石橋品川保健センター所長

はい。

#### ○あくつ委員

物すごい、10倍近い利用者というところで、品川区が本当にそこに力を入れていただいて、大きく宿泊期間であったり、ほかのところもそうですけれども、助成の、定額だったものを1割負担にしていただいたりとか、そういったところが非常にホームランというか、本当にニーズに合っていたのだなということは、すごくやはり今感じまして、この前、行政視察でほかの自治体のところも見てきましたけれども、そこもそこですばらしいです。すばらしいのだけれども、やはり都内一というふうにおっしゃる品川区のまさにこれはいいなと思っております。ますます拡充してください。ありがとうございました。

#### ○鈴木委員

ご説明ありがとうございます。本当に、この母子健康体系図でご説明いただいて、本当に様々な施策が展開され、また、充実されてきているのだなということを改めて思われました。

それで、少しお聞きしたいのですけれども、一番初めの妊娠のところで、母子健康手帳交付というところなのですけれども、先ほど言わされました今回視察に行ったところが、母子健康手帳を交付するときに、必ず保健師が全ての妊婦に30分から1時間ぐらい面談をして、妊婦の状況を把握して、その後のフォローアップにつなげていくということがされていると伺ったのですけれども、品川では、母子健康手帳の交付は、誰がどのようにされているのか伺いたいと思います。

後期の面談ということで、妊婦の不安だったりとか、いろいろ問題を抱えている妊婦の把握みたいなことはここでもされていくのかなと思うのですけれども、この後期の面談は、保健師がされるという、

どういう場面で誰がされるのか、そしてまた、先ほど少し何件というふうに言われたことを書き漏らしてしまったのですけれども、全ての産婦のところからすると、割合がそれほど多くないかなというふうな思いがしたのですけれども、そういうところでは、妊娠のときからいろいろとフォローするような、そういうふうな体制が必要かなというふうな思いがしたのですけれども、その点はどうなっているのか伺いたいと思います。

#### ○石橋品川保健センター所長

親子健康手帳（母子健康手帳）の交付についてですが、こちらは3保健センターと健康課にて実施しております。基本、いらしたときにお渡しするのは窓口に出た職員がお渡しする形になります。その後、面談を、必ず妊娠初期の面談ということで、3保健センターでは予約制で、ネウボラ相談員、助産師です、資格のあるネウボラ相談員が面談をさせていただいております。

健康課については、その場で来たときに面談をさせていただくことができますので、助産師の資格のあるネウボラ相談員が、健康課にて、その場で、母子手帳をお渡しして面談をしている形になります。

8か月頃の後期の面談という形になりますが、こちらも助産師資格のあるネウボラ相談員が面談をしておりまして、8か月頃の面談は、3保健センターにて予約制で実施しているところになります。

こちらは令和5年度から始まりまして、妊娠期のときは、基本は面談の際に直接、母子手帳交付のときにお勧めするので、予約をとっていただく形をとっているのですけれども、8か月頃の面談に関しては、一度アンケートをお送りしまして、そのアンケートが戻ってきた方に対して、そのアンケートの内容的なものは保健師が確認をして、支援が必要な方に対しては、保健師のほうから連絡をさせていただいて面談という形につなげております。ほか、あと8か月頃面談の希望者の方には、都度、予約をとっていただいて、希望の方は面談をする形になっているので、今のところ全数に対してというところが、なかなか、周知もまだ始まったばかりもあって、うまくできていないのですけれども、妊娠後期ということで産休に入る時期にもなりますので、平日も来ていただく機会が多くとれる頃になるのかなとは思っておりますので、今後、いろいろ妊娠期の教室等でもしっかりと周知を図って、多くの方に利用していただけるようにということで実施してまいりたいと考えています。

フォローバック体制という部分についてになります。ごめんなさい、今まとめてお話をさせていただいてしまっているのですけれども、やはり教室ですか、妊娠期の母子手帳の交付ですか、そういったところからしっかりと継続支援が必要な方に対しては、今、保健師が電話連絡ですか、あと、妊婦訪問等をさせていただいて、継続的な支援を出産後も踏まえてさせていただいているところになりますので、引き続きしっかりと、専門職をはじめとして連携をとってサポートしていきたいと考えています。

#### ○鈴木委員

アンケートに答えるだったりとか、面談を希望する方は、支援に何かあればつながっていくことになると思うのですけれども、様々問題を抱えた方が、そういうところに自ら行くという形にならないという、そういうところまでフォローすることが、妊娠の段階でフォローする仕組みが、母子手帳を交付するときに、母子手帳を受け取らない人もたまにはいたりしますけれども、基本的には母子手帳はもらいに行くことになると思うので、そのところで、そういう面談をしてフォローのところに把握することはすごく大事かなと思いました。

あと、様々、助産師が、いろいろと相談にも応じ、面談もしていただくことは、すごい安心の仕組みだなと思うのです。すぐすぐ赤ちゃん訪問も、生まれて間もなく全ての産婦のところに来てくれますけれども、私なども娘が里帰りで、うちで産後もしばらくいたのですけれども、親が言っても不安がなか

なかなかならないのが、助産師に来てもらって、すごく安心したということが、こんなに安心するのかということを、一人目のときはそういうふうなことを目の当たりにしたという思いがしたのですけれども、その中で、産後の鬱とか、そういうふうなところでは、品川区としては、そういうふうなデータなどは取られているのか、産後の鬱の状況だったりとか、そういうふうなことが、精神的だったりとか、家族の問題だったりとかを把握できる仕組みはあるのかということも伺えたらと思います。

それから、先ほどの見守りおむつ定期便ですけれども、これは少し私も取り上げたことがあるのですけれども、保育園の人が、保育園から子どもを連れて、子どもを見せて、もらうというふうな仕組みになっているので、仕事を休んで保育園に迎えに行って、連れて見せない限りは、定期便を受けられないという仕組みになっていると思うのですけれども、私は、経済的支援ということも目的にあるので、保育園では保育士たちに常に見守りされていますし、この定期便で持ってきててくれる方は資格のない人ですけれども、保育園では資格のある保育士が見ているので、経済的支援からも、定期便を、保育園に預けている人も仕事を休んでわざわざ帰ってこなくても受け取れる仕組みをぜひしてほしいということで、前に取り上げたことがあるのですけれども、そういう検討は、その後もされていないのか伺いたいのと、この見守り、先ほど、3万4,000件でしたか、そういう報告がありましたけれども、大体生まれる子どもは、3,000人を超えていると思うのですけれども、そこからすると、利用率が何%ぐらいで、特に保育園に預けている子どもの利用率が何%ぐらいなのかということが、とられていたら教えていただけたらと思います。

#### ○石橋品川保健センター所長

産後鬱のデータになります。産後鬱のデータは、こちらのほうでは把握しておりません。

例えば、出産後、妊娠期からつながっておりまして、やはり支援がずっと継続して必要な方に関しては、出産後間もなく、こちらに生まれた情報が出生届等で来た場合は、すぐお電話をして、今の状況などを把握させていただいております。

そういう支援が必要な方については、個人としてフォローして、出産後に利用できる事業ですとか、そういうものについてのご紹介ですとか利用の促進、あとは保健師が訪問という形で、すぐに対応できるような体制は整えているところになります。

あと、すくすく赤ちゃん訪問のほうでE P D Sをとっていて、そういう把握も努めていますので、申し訳ないのですが、今、何件というデータがないので、この場では申し上げられないのですけれども、すみません。

その後、見守りおむつ定期便についてになりますが、保育園に通っている方に対してになりますが、こちらは、日にち指定をしていただける事業になりますので、ご自身の都合のいいときに日にちを指定していただくということで、今、利用のお願いをしているところになります。

また、利用率に関しては、先ほど、延べ件数が3万4,000件で、利用率が87.3%になります。保育園の方が利用している割合は、こちらのほうでは把握していないところになります。

#### ○鈴木委員

保育園で、これ、多分、土日は定期便で配達していただけるという、土日はやっていないのですよね。土日はね。

#### ○石橋品川保健センター所長

はい。

#### ○鈴木委員

そうすると、平日で、不規則な勤務をしている人はそういうふうなことにも合わせられるかもしれないのですけれども、定期的に月曜日から金曜日までの勤務という人は、休まないともらえないというふうなことになりますので、それでも土曜日もやってくれるとか、そういうふうなことで改善をしていただくとかということも含めて、また、保育園に預けている方はどれくらいなのかということも、データとしては、ぜひとつていただけたらと、これは要望をさせていただきたいと思います。

○えのした副委員長

ほかにございますでしょうか。

○やなぎさわ委員

私も、見守りおむつ定期便ですけれども、先ほど、あくつ委員ともいろいろお話をありましたとおり、もともと明石市のモデルというか、参考にして始めたけれども、今や品川独自のサービスとしてかなり発展しているのかなということで非常に喜ばしく思っておりまして、以前は、恐らくサービス全体のアンケートの満足度をとっていて、それは90%を超えていたと。先ほどお話をあった訪問員の相談に関してのアンケートが89%満足度があったということで、多分、以前はこれを切り分けてアンケートをとっていなかったと思うので、相談に対しても高い満足度が得られていることが確認できて非常に喜ばしく思っているところなのですが、1つ確認したいのが、事業が始まって2年間ぐらい、訪問員の方は恐らく十数名だと思うのですが、その離職率といいますか、どれぐらいの頻度で入れ代わりがあるのかだけ教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○石橋品川保健センター所長

離職率になりますが、先日、1名、事情があって退職されましたが、そのほかの方については、開始当初から同じ支援員の方が行っていた形になります。

○やなぎさわ委員

ということは、この2年間で辞められた方は一人だけで、その間に何人かはプラスで入ったりしてというような感じで、もしあ分かりになれば、今の合計人数と、あと、有資格者の方の人数も含めてお教えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○石橋品川保健センター所長

今、9名で稼働しております、プラス2名が、例えば緊急時にすぐ行ける体制をとっていて、プラス1名は本部にいます。本部の1名は有資格者で、何か緊急の相談とかがあれば、すぐ対応できるようになっているのと、あと9名の見守り支援員のうち1名が有資格という形になっております。

○やなぎさわ委員

ありがとうございます。

○吉田委員

いろいろご説明ありがとうございます。いろいろ確認できたのですけれども、明石市に視察に行ったときも、ある委員から質問が出たのですけれども、これ、車をどこかに停めて行くわけですよ。そのときの車を停めていることについて、いろいろ言われるのではないかというような、視察に行った先で質問された委員がいて、確かになと思って、結構厳しいですね。前はプレートを、何とかに訪問しているために停車していますとかしてあれば大丈夫だったのですけれども、必ず誰か運転免許証を持っている人が同乗していないと、停車している間も、停車というか駐車になってしまふのでしょうか、そういうような質問があったのですけれども、品川区の場合でも、状況からいうと、もっと厳しいかなと思うのですけれども、その点についてはいかがなのでしょうか。

## ○石橋品川保健センター所長

品川区で、今、当初よりお願いしているのは、近隣のパーキングに必ず停めて訪問先まで行くようにということで依頼をしておりまして、今のところ、車での事故ですか、苦情とか、そういうものは受けたことはありません。

## ○吉田委員

分かりました。ルールがそうだということですね。割と個人的なレベルでご意見をいただいたのは、やはり近隣に駐車場、パーキングがあればいいですけれども、その方が、それを少し面倒がられたのか、詳しい事情は分かりませんけれども、事実として、駐車禁止のあれを切られてしまったということがあって、確かに分かりました。ルールがそうなのに、その方が破ったということですね、多分。だから報告がいっていないということですね、分かりました。やはり現実的にはそういうこともあるのかなとは思いました。心配していたので、すごく厳しくなったということは認識していたので。

それと、訪問した方からか、それとも利用者からのご意見か、直接受けていないで忘れてしまったのですけれども、時間の予約はきちんとしているのだけれども、いろいろな交通事情とか、それから、お仕事の事情で何時には仕事先を出るつもりだったのが少し遅れてしまったというようなことで、結局、家に訪問ではなくて、そこの駐車されている車があることを見て、「ああ、間に合った」という感じで駆けつけて、その場でいろいろ相談をしてというような事例も伺っております。多分それらの事例は、本来、区が求めているルールと少し外れているから、区のほうに報告が上がっていなということですね、きっと。分かりました。

ただ、やはり現実、そういうことがぽろぽろぽろとあるので、罰則とかそういうことではなくて、その辺のことも丁寧に聞き取れるような、長く続けるためには、そういうことへの配慮も必要かと思って伺っておりました。

これは質問というか、そういう状況が私のほうには、それは私が本当のことを言っているかどうかのあれは全然ないのですけれども、あちらからそういうことがありましたよというご報告が生活者ネットワークのほうにあったということだけお伝えしておきます。特にコメントは……。何かお答えになれることがあったら伺いたいですが。

## ○石橋品川保健センター所長

毎月定例会を受託者とはしているので、しっかりと情報共有はしているつもりだったのですが、そういう事実があることを本日知り、とても悲しく思っております。今後は、しっかりと情報共有の徹底ですか、ルールを守るようにということは受託者にも指導をさらにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

## ○吉田委員

すみません、告げ口したみたいになってしまって大変あれなのですけれども、中にはそういう様々な事情が重なっておりますので、そういうこともあるかなと思うので、追及するということではなくて、そういうことも起こらないような、難しいかもしれないですけれども、いろいろなことの徹底と、それから配慮等をお願いできればと思います。これは意見です。

## ○えのした副委員長

ほかにございますでしょうか。

## ○鈴木委員

産後ケア事業ですけれども、先ほど、すごい倍率で利用者が増えているということで、本当にこうい

うものが求められていたのだなという思いがしているのですけれども、実際、先ほども件数としては報告いただいたのですけれども、全ての産婦の方からすると、どれぐらいの方が利用されているのか、全産婦に対しての利用率みたいな状況が分かったら教えていただけたらと思います。

それからもう1つ、5歳児健診がモデルで今回始まって、これから検証するということなのですけれども、やはり5歳児健診は様々なところが関わってくることになると思うのですけれども、保育園から、学校から、いろいろと、保健センターが中心になってやるということなのですけれども、そこら辺の連携の仕組みというか、どういうふうな形で連携しながら全序的にやっていく仕組みみたいなものが、どういう状況になっているのか、その点についてお聞かせいただけたらと思います。

○石橋品川保健センター所長

産後ケアの全体の産婦の方に対する利用率ですが、本年度はまだ利用率を出していませんのですけれども、昨年度は一応、出生に対しまして、日帰り型に関しては10.8%、宿泊型に関しては19.7%、訪問型に関しては25.3%という形になります。

○鈴木委員

それが今年度はさらに上がっているということですね。

○石橋品川保健センター所長

そうですね。今年度は、より件数が多くなっているので、さらに上がる想定をしております。

5歳児健康診査の連携の仕組みになりますが、まずは、この12月と1月に2回、保健センターのほうで健診を実施いたします。その健診の結果において、福祉のほうで発達相談室、または、就学相談、あとは保育園です、そういったところに情報を連携させていただきまして、こちらの保健センターのほうで、まず健診後に事後カンファレンスを専門職のほうで行いますので、そこから、その子に応じた事後フォロー先をつなげていくという形で考えております。関係各所とは定期的に意見交換ですとか進捗の報告等も行っておりますので、今後もしっかりと進めてまいりたいと考えています。

○鈴木委員

ありがとうございます。

○えのした副委員長

ほかにご発言ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○えのした副委員長

ご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了します。

---

4 その他

○えのした副委員長

次に、予定表4のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○えのした副委員長

ないようですので、以上でその他を終了します。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後3時02分閉会